

中小企業者エネルギー価格高騰 緊急対策支援金

申請期限
令和5年1月31日

エネルギー価格高騰の影響を受ける町内の中小企業者等の負担軽減を図るため支援金です。

支援金額（従業員数に応じて支援金額を算定します。）

従業員数※1	支援金額
10人以下	一律10万円
11人以上	従業員数×1万円

※1 従業員は、主に町内で働く従業員で雇用保険被保険者であることが必要です。

対象者

次の全ての要件をすべて満たす法人※2 又は 個人事業者※3 です。

● 次のいずれかに該当する事業者であること

- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- ② 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、学校法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）（常時使用する従業員の数が300人以下である場合に限ります）

※2 法人とは町内に事業所を有して事業を行っている法人

※3 町内に住民登録を有して事業を行っている者又は町内に事業所を有して事業を行っている者

● 令和4年4月から9月までのいずれかの1か月（以下「対象月」という。）の事業用における水道光熱費が前年平均月額実績と比較して10%以上増加していること

- ・前年平均月額実績は、原則、法人においては、直近の事業年度における決算書等に記載された水道光熱費、個人事業者においては、令和3年の確定申告書類に記載された水道光熱費を12で除した額（小数点以下切捨て）とします。
- ・事業用と家庭用の請求が分かれていない場合、確定申告と同様の費用割合で按分し、事業用のみが対象となります。
- ・これらの比較方法で要件を満たさない場合は、主要な経費（電気代、ガス代、燃料代のいずれか）の個別経費実績で比較することができます。

● 個人事業者にあつては、令和3年分の事業収入（営業等もしくは農業のいずれか）が、他の収入を上回る事業者であること

● 申請日時点において現に事業を行っており、支援金の受給後も事業を継続する意思があること

注意事項

- 勝央町が行う「令和4年度水稲臨時支援交付金」又は「令和4年度飼料価格高騰緊急対策助成金」を重複して受給することはできません。
- 本支援金の申請は、1事業者1回限りです。
- 新規創業をした場合など特殊な事業がある場合は、別の方法により比較できる場合があります。
- この支援金は課税対象となります。受給した翌年の確定申告及び所得申告の際に収入として申告する必要があります。
- 本支援金は、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用しています。書類の偽造等、虚偽申請による不正受給が発覚した場合は、補助金の返還を求めます。

【問い合わせ先】 勝央町 産業建設部

電話：0868-38-3112

受付時間：平日9時から17時（年末年始を除く）